川崎市社会福祉協議会福祉基金助成事業 令和９年度募集要項 別表

申請の際には必ず各表を確認して申請ください。

（別表１）**対象事業**

福祉分野（１～５）	対象事業（ア～シ）
１　高齢者福祉 ２　障害児・者福祉 ３　児童福祉 ４　生活困窮者等（低所得者、ひとり親家庭等）福祉 ５　その他の福祉分野	ア　在宅福祉事業 イ　ボランティア活動推進事業 ウ　福祉教育事業 エ　普及啓発事業 オ　調査研究事業 カ　研修会・講演会等開催事業 キ　当事者支援事業 ク　ネットワーク推進事業 ケ　居場所づくり事業 コ　多世代交流事業 サ　生活困窮者支援事業 シ　その他地域福祉を推進する事業

（別表２）**対象経費**

対象経費	対象外経費
対象事業の実施に必要な費用 ・居場所づくり事業等にかかる事業実施場所（継続事業）の会場費等の一部 ・研修会等の開催に係る外部講師への謝金 ・広報費 ・備品・消耗品購入費、修理費　※１ ・スタッフ、ボランティア等交通費（費用弁償） ・事業運営のコンサルティング費用 ・その他（事業実施に必要と認められるもの）	**経常的な運営費** ・定例会等の開催経費 ・賃借料や光熱水費、**通信費** ・スタッフの飲食費、宿泊費等　等 **職員等の人件費** **団体役員・構成員への謝金** **団体役員・構成員のみを対象とした研修費　※２** **家賃等の賃貸借料** **その他** ・貸出を目的とした備品購入費 ・収益を得るための費用 ・**申請事業以外での使用が主と考えられるもの**　等
多世代交流または居場所づくりに関する事業にかかる初期費用 ・不動産の敷金・礼金 ・施設改修費 ・その他（事業実施に必要と認められる備品等）	

◯多世代交流または居場所づくりに関する事業に必要な初期費用は対象とします。
◯団体の運営維持に係る経費は助成の対象となりません。
※１　備品・消耗品購入費用は１０万円未満とします。
※２　団体立ち上げから１年未満の場合は対象経費とします。

裏面あり

（別表３）**助成額の上限、申請回数について**

	助成額
①助成申請額	▸団体立ち上げから１年以上 上限５０万円（対象経費の４分の３以内） ▸団体立ち上げから１年未満（スタートアップ） 上限３０万円（対象経費の４分の３以内）

※団体立ち上げから１年以上の場合、複数年度（２年間）に渡る事業の申請時は最大１００万円（但し１年間の上限額は５０万円）
※団体立ち上げから１年未満の場合、複数年度申請はできません。

※同一事業についての申請については、１年または２年までとする。
（スタートアップで助成を受けられた場合は、最大３年となる可能性もあります）
・団体立ち上げ１年以上の場合：
同一事業について複数年度申請１回又は単年度申請２回まで申請できます
・団体立ち上げ１年未満の場合：
まずはスタートアップを申請してください。
次年度、複数年度申請１回又は単年度申請２回まで申請できます
（事業名のみで同一事業とは判断しませんが、過去に本事業の助成を受けている場合には、事業の目的、対象などに発展性などが見られない場合は、同一事業と判断します）

（別表４）**審査について**
提出された計画書等をもとに、次の項目・審査の観点に基づき総合的に審査を行い決定します。
必要に応じて、申請団体は審査会に出席を求められ対面による審査を行います。

審査項目	審査の観点
申請団体の具体性	・団体としての実績はあるか。 ・団体としての体制は整っているか。 ・団体としての目的や、計画等は定められているか。
目的との整合性	・川崎市の地域住民のために行う事業になっているか。 ・居場所づくり等、地域が必要とするものであるか。 ・実施事業が地域福祉のすそ野を広げるものであるか。
事業の公益性	・事業内容が公益性の高いものであるか。 ・地域住民や関係団体等と連携して、継続的に取り組むものであるか。 ・実施団体が日常的に福祉活動を実施しているか。
事業の具体性・実現性	・申請内容が具体的であるか。 ・事業実施会場の確保や人員体制、予算等の観点から事業の実現性があるか。
事業実施の効果	・事業実施により地域や団体活動の充実につながるか。 ・事業内容に独自性があり、地域に活動が魅力的に映るか。 ・他への参考となり、先例となるような活動であるか。
助成の必要性	・取組内容が福祉基金の助成の目的に沿う活動として助成の必要性があるか。